省　令

○法務省令第一号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十二日

法務大臣　三好　雅子

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（電子証明書による証明の請求）	（電子証明書による証明の請求）
第三十三条の六　法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明（以下この章において「電子証明書による証明」という。）を請求するには、申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。	**第三十三条の六**　法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明を請求するには、申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出し、印鑑カードを提示しなければならない。
［2～8　略］	［2～8　同上］
（電子証明書）	（電子証明書）
第三十三条の八　電子証明書による証明をするには、法務大臣の指定する方式に従い、電磁的記録に記録することができる情報に電子認証登記所の登記官が第三十三条の四に定める措置を講じたものを申請人に送信する方法によらなければならない。	**第三十三条の八**　法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明をするには、法務大臣の指定する方式に従い、電磁的記録に記録することができる情報に電子認証登記所の登記官が第三十三条の四に定める措置を講じたものを申請人に送信する方法によらなければならない。
2　前項の規定により送信する情報（以下この章において「電子証明書」という。）には、法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を表さなければならない。	2　前項の規定により送信する情報（以下この章において「電子証明書」という。）には、法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を表さなければならない。
一　第三十三条の六第五項第一号から第三号まで及び第六項の規定により同条第一項の電磁的記録に記録された事項	一　第三十三条の六第五項第一号から第三号まで及び同条第六項の規定により同条第一項の電磁的記録に記録された事項
［二～六　略］	［二～六　同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
（電子証明書の使用の廃止の届出）	（電子証明書の使用の廃止の届出）
第三十三条の十　法第十二条の二第七項の規定による届出をするには、書面を提出しなければならない。	**第三十三条の十**　法第十二条の二第七項の規定による届出をするには、書面を提出し、印鑑カードを提示しなければならない。
［2～5　略］	［2～5　同上］
（電子証明書による証明の再度の請求）	［条を加える。］
第三十三条の十九　法第十二条の二（第二項及び第四項を除く。）並びに第三十三条の二本文、第三十三条の三から第三十三条の五まで、第三十三条の六（第二項第三号及び第四号、第四項、第五項並びに第八項を除く。）、第三十三条の七から第三十三条の十七まで及び前条第一項の規定は、電子証明書に係る法第十二条の二第一項第二号の期間中に第三十三条の十二第一項第二号の登記がされた場合において、第三十三条の八第一項の規定による送信を受けた者が電子証明書による証明を再度請求するときについて準用する。この場合において、第三十三条の二本文中「三月の整数倍の期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるもの」とあるのは「電子証明書に係る法第十二条の二第一項第二号の期間の残存期間」と、第三十三条の六第一項中「申請書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「申請書」と、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び電子証明書の番号」と、同条第六項中「電磁的記録には、法務大臣の指定する方式に従い」とあるのは「申請書には」と、「当該電磁的記録」とあるのは「当該申請書」と、第三十三条の七第一項中「申請書及び電磁的記録」とあるのは「申請書」と、「電磁的記録に記録された事項」とあるのは「同条第二項第一号及び第六項の規定により申請書に記載	